

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号。以下「法」という。)第21条第1項に規定する放射線障害予防規程であり、愛媛大学学術支援センター（樽味地区）（以下「センター（樽味地区）」という。）内の放射性同位元素施設における放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物等の取扱い及び管理に関する事項を定め、放射線障害の発生を防止し、併せて公共の安全を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設長 愛媛大学学術支援センター遺伝子解析部門長をいう。
- (2) 放射性同位元素等 法の規制対象となる放射性同位元素及び放射性同位元素により汚染された物をいう。
- (3) 放射線作業 放射性同位元素等の取扱い及び管理並びにこれに付随する業務をいう。
- (4) 放射線業務従事者 放射線作業に従事するため、第13条の規定により登録された者をいう。
- (5) 施設 センター（樽味地区）内の放射性同位元素施設で放射性同位元素等の使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設をいう。

（適用範囲）

第3条 この規程は、施設に立ち入るすべての者に適用する。

（遵守等の義務）

第4条 放射線業務従事者及び管理区域に一時的に立ち入る者(以下「一時立入者」という。)は、この規程を遵守し、第8条第1項に規定する放射線取扱主任者(以下「主任者」という。)が放射線障害防止のために行う指示に従わなければならない。

2 施設長は、主任者が法及びこの規程に基づき行う意見具申を尊重しなければならない。

第2章 組織及び職務

（組織）

第5条 施設における放射線障害の防止に関する組織は、別図のとおりとする。

（施設長の責務）

第6条 施設長は、施設における放射線障害の防止に関し、統括する。

（放射線安全委員会）

第7条 施設に、センター（樽味地区）放射線安全委員会(以下「安全委員会」という。)を置く。

2 安全委員会は、放射線障害の防止に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 施設の放射線障害予防に関する規程の制定及び改廃
- (2) 施設の改修及び廃止に係る原子力規制委員会への承認申請
- (3) 放射性同位元素等に係る原子力規制委員会への承認申請
- (4) 危険時、重大事故等の善後策
- (5) その他施設に係る重要な事項

- 3 安全委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 主任者
 - (2) 第10条第1項に規定する放射線安全管理責任者
 - (3) 第12条第1項に規定する放射線施設管理責任者
 - (4) 施設を使用する学部の教員 各1人
 - (5) 農学部事務課長
- 4 前項第4号の委員は、施設長が委嘱する。
- 5 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 安全委員会に委員長を置き、第3項第1号の委員をもって充てる。
- 7 委員長は、安全委員会を招集し、その議長となる。
- 8 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。
- 9 安全委員会が必要と認めるときは、安全委員会に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。
- 10 安全委員会の運営に関し必要な事項は、安全委員会が定める。
(主任者の選任等)

第8条 施設長は、施設における放射線障害の防止について指導監督を行わせるため、法の定めるところにより、職員のうちから、第1種放射線取扱主任者免状を有する者を主任者として選任しなければならない。

- 2 施設長は、主任者が旅行、疾病その他事故等により職務を行うことができない場合は、その期間中職務を代行させるため、法の定めるところにより、職員のうちから、第1種放射線取扱主任者免状を有する者を主任者の代理者(以下「代理者」という。)として選任しなければならない。
- 3 施設長は、主任者に選任後1年を超えない期間内に、その後は3年を超えない期間ごとに定期講習を受けさせなければならない。ただし、主任者に選任される前1年以内に定期講習を受けた者については、受講後3年を超えない期間ごとに受けさせるものとする。
- 4 施設長は、第1項及び第2項に規定する主任者及び代理者を選任又は解任した場合は、法に定めるところにより所定の書類を添付の上、遅滞なく学長を経由し、原子力規制委員会に届け出なければならない。

(主任者の職務)

第9条 主任者は、施設における放射線障害の防止について指導監督を行うため、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 放射線障害の防止に関する対策の立案及び調整
- (2) 放射性同位元素等の受入れ、払出し、使用、保管、運搬及び廃棄に係る管理状況の監査
- (3) 関係者への指導・助言、勧告及び指示
- (4) 関係法令及びこの規程の実行
- (5) 原子力規制委員会による立入検査等の立会い
- (6) 施設長に対する意見の具申
- (7) 事故発生時及び危険時の対応と措置
- (8) 関係法令等に基づく申請、届出等の原案の作成
- (9) その他放射線障害の防止に関する必要事項

(放射線安全管理責任者)

第10条 施設長は、施設に、放射線安全管理責任者(以下「安全管理責任者」という。)を置かなければならない。

2 安全管理責任者は、施設において放射線障害の防止のために次の各号に掲げる職務を行うとともに、主任者が放射線障害防止のために行う指示等の遵守を管理区域に立ち入る者に対して徹底させなければならない。

- (1) 施設に立ち入る者の入退域、放射線被ばく及び放射性同位元素等による汚染の管理
- (2) 施設等における放射線の量及び表面汚染密度の測定の管理
- (3) 放射性同位元素等の受入れ、払出し、使用、保管、運搬及び廃棄に関する管理
- (4) 放射線業務従事者等に対する教育及び訓練の管理
- (5) 放射線業務従事者等に対する健康診断の管理
- (6) 前各号に関する記帳・記録の管理
- (7) その他必要な事項に関する業務

3 安全管理責任者は、施設長がセンター(樽味地区)の職員のうちから指名する。

(焼却炉安全管理責任者)

第11条 施設長は、施設に、焼却炉安全管理責任者を置かなければならない。

2 焼却炉安全管理責任者は、第25条第2項に定める焼却炉に関する業務を管理する。

3 焼却炉安全管理責任者は、施設長が当該施設の職員のうちから指名する。

(放射線施設管理責任者)

第12条 施設長は、施設に、放射線施設管理責任者(以下「施設管理責任者」という。)を置かなければならない。

2 施設管理責任者は、施設の維持管理を行う。

3 施設管理責任者には、当該放射線施設を管理している国立大学法人愛媛大学固定資産管理規程第8条第1項の使用責任者をもって充てる。

(放射線業務従事者の登録)

第13条 施設において放射線作業に従事しようとする者は、施設長に申請し、放射線業務従事者として登録されなければならない。

2 前項に規定する申請は、放射線作業に従事しようとする者が学外者又は学生の場合は、関係する教員又は指導教員を経由しなければならない。

3 施設長は、第1項に規定する申請があった者に対し、第29条に規定する教育・訓練及び第30条に規定する健康診断を受けさせ、その結果を照査の上、主任者の同意を得て、登録するものとする。

4 施設長は、前項に規定する被登録者に対し、速やかに登録の通知を行うものとする。

5 登録は、年度ごとに行うものとし、更新を妨げない。

6 施設長は、放射線業務従事者が主任者等の指示又はこの規程に従わない場合は、登録を抹消することができる。

7 施設長は、前項に規定する被登録抹消者に対し、速やかに登録抹消の通知を行うものとする。

8 放射線業務従事者は、業務の終了等に伴い登録を抹消したい場合は、施設長に届け出なければならない。また、放射線業務従事者がセンター(樽味地区)に属さない職員の場合は当該職員が所属する学部等の長に、学外者又は学生の場合は関係する教員又は指導教員に併せて連絡しておかなければならない。

9 前項に規定する届出を受けた施設長は、直ちに放射線業務従事者としての登録を抹消するものとする。

第3章 管理区域

(管理区域)

第14条 施設長は、放射線障害防止のため、放射線障害のおそれのある場所を法に定めるところにより管理区域として指定する。

2 前項で指定する管理区域の境界には、柵又は第三者が立ち入らないようにするための設備を設け、かつ、法に定める標識を付けなければならない。また、管理区域の入口等の目につきやすい場所に放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示しなければならない。

3 安全管理責任者は、次の各号に掲げる者以外の者を管理区域に立ち入らせてはならない。

- (1) 放射線業務従事者として登録された者
- (2) 見学者等で一時立入者として主任者が認めた者

(管理区域に関する遵守事項)

第15条 管理区域に立ち入る者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた出入口から出入りすること。
- (2) 管理区域に立ち入るときは、所定の用紙に必要事項を記入すること。
- (3) 放射線測定器を所定の位置に装着すること。
- (4) 管理区域に不必要な物品を持ち込まないこと。
- (5) 管理区域内において、飲食、飲酒、喫煙及び化粧等を行わないこと。
- (6) 管理区域内においては、主任者等が放射線障害防止のために行う指示に従うこと。

第4章 維持及び管理

(施設等の点検)

第16条 安全管理責任者及び施設管理責任者は、施設(法に定める届出使用者が密封された放射性同位元素の使用若しくは詰替えをし、又は密封された放射性同位元素等の廃棄をする場合にあつては、管理区域)等について定期的に点検を行わなければならない。

2 安全管理責任者及び施設管理責任者は、前項に規定する点検の結果、異常を認めたときは、修理等必要な措置を講じなければならない。

3 安全管理責任者及び施設管理責任者は、第1項に規定する点検を終えたときは、主任者を経て施設長に報告しなければならない。

4 第1項に規定する点検の項目等については、別表に定めるとおりとする。

(修理、改造等)

第17条 施設管理責任者等は、所管する設備、機器等について修理、改造又は汚染除去等を行う場合は、その実施計画書を作成し、主任者及び安全管理責任者の了承を得た上、施設長の承認を得なければならない。ただし、保安上特に影響が軽微なものについては、この限りでない。

2 施設長は、前項の規定により承認しようとするときは、必要に応じ、その安全性及び安全対策について、安全委員会に諮問するものとする。

3 施設管理責任者等は、第1項に規定する修理、改造又は汚染除去等を完了したときは、その結果について、主任者及び安全管理責任者を経て施設長に報告しなければならない。

第5章 使用

(放射性同位元素等の使用計画の承認)

第18条 放射線業務従事者は、放射性同位元素等を使用する場合は、あらかじめ使用に係る計画書を作成し、主任者及び安全管理責任者の承認を得なければならない。

2 前項の場合において、複数の放射線業務従事者が使用するときは、使用責任者を定め、使用責任者が計画書を作成するものとする。

(非密封放射性同位元素の使用)

第19条 密封されていない放射性同位元素(以下「非密封放射性同位元素」という。)を使用する者は、安全管理責任者の管理のもとに、次の各号に掲げる事項を遵守し、使用しなければならない。また、施設において、原子力規制委員会の承認を得ている年間使用数量、3月間使用数量及び1日最大使用数量を超えて放射性同位元素を使用してはならない。

- (1) 使用する場合は、承認された核種、使用数量を、定められた作業室において使用すること。
- (2) 排気設備が正常に作動していることを確認すること。
- (3) 作業室においては、作業衣、保護具等を着用して作業すること。また、これらを着用して管理区域の外へ出ないこと。
- (4) 放射線作業は、原則として2人以上で行うこと。特に、取扱未熟な放射線業務従事者は、絶対に単独で作業しないこと。
- (5) 使用中は、作業室入口に使用中であることを明示すること。
- (6) 人体が放射線に被ばくする時間をできるだけ短くすること。
- (7) 遮へい壁その他の遮へい物により適切な遮へいを行うこと。
- (8) 遠隔操作装置、かん子等を用いることにより線源との間に十分な距離を設けること。
- (9) 吸収材、受皿の使用等汚染の防止に必要な措置を講じること。
- (10) 放射線作業中は、手、作業衣等の汚染の有無をしばしば検査し、汚染があったときは、除去すること。
- (11) 放射性同位元素を体内摂取したとき又はそのおそれがあるときは、直ちに主任者に連絡し、その指示に従うこと。
- (12) 作業室から退出するときは、人体及び作業衣、はき物、保護具等人体に着用している物の汚染を検査し、汚染があったときは、安全管理責任者に連絡するとともに、直ちに汚染除去のための措置をとること。汚染除去が困難な場合は、主任者に連絡し、その指示に従うこと。
- (13) 表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度を超えているものは、みだりに作業室から持ち出さないこと。
- (14) 表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度の $1 / 10$ を超えているものは、管理区域から持ち出さないこと。
- (15) 使用中にその場を離れる場合は、使用場所等に所定の標識を付け、必要に応じて柵等を設け、放射線障害の防止に必要な注意事項を明示するなどの事故発生の防止措置を講じること。

(密封放射性同位元素の使用)

第20条 密封された放射性同位元素(以下「密封放射性同位元素」という。)を使用する者は、安全管理責任者の管理のもとに、次の各号に掲げる事項を遵守し、使用しなければならない。

- (1) 使用に際して、放射線測定器により密封状態が正常であることを確認すること。
- (2) 使用する場合は、承認された核種、使用数量を、定められた使用場所において使用すること。

- (3) 人体が放射線に被ばくする時間をできるだけ短くすること。
- (4) 遮へい壁その他の遮へい物により適切な遮へいを行うこと。
- (5) 遠隔操作装置、かん子等を用いることにより線源との間に十分な距離を設けること。
- (6) 使用中にその場を離れる場合は、使用場所等に所定の標識を付け、必要に応じて柵等を設け、放射線障害の防止に必要な注意事項を明示するなどの事故発生の防止措置を講じること。
- (7) 線源を移動して使用する場合は、使用后直ちにその線源の紛失、漏えい等異常の有無を放射線測定器により点検し、異常が判明したときは、探査その他放射線障害を防止するために必要な措置を講じること。
- (8) 機器に装備された線源を使用する場合は、線源を機器に固定したままで使用すること。

(使用の報告)

第21条 放射線業務従事者又は使用責任者は、放射性同位元素等使用の都度、使用状況について安全管理責任者に報告しなければならない。

第6章 受入れ、払出し、保管、運搬及び廃棄

(受入れ及び払出し)

第22条 施設の管理担当者は、主任者の指示を受けて、次の各号に掲げる放射性同位元素等の受入れ及び払出しを確認し、記録しなければならない。

- (1) 購入等による放射性同位元素等の受入れ
- (2) 他事業所からの譲渡による放射性同位元素等の受入れ
- (3) 他事業所への譲渡による放射性同位元素等の払出し
- (4) 事業所外への密封放射性同位元素等の廃棄物の払出し

(保管)

第23条 放射線業務従事者は、放射性同位元素等を保管する場合は、安全管理責任者の管理のもとに、次の各号に掲げる事項に従い保管しなければならない。この場合において、原子力規制委員会の承認を得ている貯蔵施設及び貯蔵箱の貯蔵能力を超えて放射性同位元素等を貯蔵してはならない。

- (1) 放射性同位元素等は、所定の容器に入れ、所定の貯蔵施設及び貯蔵箱に貯蔵すること。
- (2) 非密封放射性同位元素を保管する場合は、汚染の拡大を防止する措置を講じること。
- (3) 機器に装備された密封放射性同位元素を保管する場合は、装備した状態で保管すること。ただし、貯蔵箱で保管する場合は、この限りでない。
- (4) 放射性同位元素等をみだりに持ち運ぶことができないようにするため、施錠等の措置を講じること。
- (5) 貯蔵施設等の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を明示するなどの事故発生の防止措置を講じること。

2 放射線業務従事者又は使用責任者は、放射性同位元素等を保管したときは、保管状況について安全管理責任者に報告しなければならない。

(運搬)

第24条 放射線業務従事者は、放射性同位元素等を管理区域外で運搬する場合(学外における運搬を含む。)は、次の各号に掲げる措置を講じるとともに、あらかじめ主任者及び安全管理責任者の承認を得て、その指示に従わなければならない。

- (1) 関係法令等に基づき、危険物との混載禁止、転倒、転落の防止、汚染の拡大防止、被ばくの

防止その他保安上必要な措置

- (2) 放射性同位元素等を収納した容器は、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により亀裂、破損等が生じるおそれのないような措置
- 2 放射性同位元素等を封入した容器及びこれを積載し又は収納した車両その他の放射性同位元素を運搬する機械又は器具の表面及び表面から1メートル離れた位置における線量当量率が、それぞれ次の各号に定める1センチメートル線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度の10分の1を超えないようにすること。
 - (1) 運搬物の表面における線量当量率については、2ミリシーベルト毎時以下
 - (2) 運搬物の表面から1メートル離れた位置における線量当量率については、100マイクロシーベルト毎時以下
 - (3) 車両の表面（開放型の車両にあつては、その外輪郭に接する垂直面及び車体の底面）における線量当量率については、2ミリシーベルト毎時以下
 - (4) 車両の表面（開放型の車両にあつては、その外輪郭に接する垂直面）から1メートル離れた位置における線量当量率については、100マイクロシーベルト毎時以下
 - (5) コンテナの表面における線量当量率については、2ミリシーベルト毎時以下
 - (6) コンテナの表面1メートル離れた位置における線量当量率については、100マイクロシーベルト毎時以下
- 3 放射線業務従事者は、前項に規定する運搬を完了したときは、運搬状況について安全管理責任者に報告しなければならない。
- 4 放射線業務従事者は、放射性同位元素等を管理区域内で運搬する場合は、危険物との混載禁止、転倒、転落の防止、汚染の拡大防止、被ばくの防止その他保安上必要な措置を講じなければならない。

（廃棄）

第25条 非密封放射性同位元素等の廃棄は、安全管理責任者の管理のもとに、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

- (1) 固体状の放射性廃棄物は、難燃性、不燃性及び可燃性別、核種別、物理的・化学的性状別等に区分の上、必要事項を記入して、それぞれ漏液防止措置をほどこした専用の廃棄物容器に封入し、保管廃棄施設に保管廃棄すること。
 - (2) 液体状の放射性廃棄物は、高濃度廃液（原液、第一次・第二次洗浄液等）及び低濃度廃液（第三次洗浄液等）に分類し、高濃度廃液は、核種別、物理的・化学的性状別等に区分の上、必要事項を記入して、それぞれ漏液防止措置をほどこした専用の廃棄物容器に封入し、保管廃棄施設に保管廃棄すること。また、低濃度廃液は、排水設備により排水口における排水中の放射性同位元素の濃度を濃度限度以下とし排水すること。
 - (3) 気体状の放射性廃棄物は、排気設備により排気口における排気中の放射性同位元素の濃度を濃度限度以下とし排気すること。
 - (4) 汚染された生物体等は、所定の基準に従い、ミイラ化して廃棄物容器に収納し、保管廃棄施設に保管廃棄すること。
 - (5) 放射性有機廃液は、焼却炉により焼却するかあるいは専用の廃棄物容器に封入し、保管廃棄施設に保管廃棄すること。
- 2 放射性有機廃液を焼却炉により焼却する場合は、次の各号に定めるところにより行わなければな

らない。

- (1) 焼却対象物は、3H, 14C, 32P, 33P, 35S, 及び 45Ca のみを含んだ液体シンチレーター廃液並びに放射線障害防止法関係法令に基づき行われるモニタリングの際に採取した試料を含む液体シンチレーター廃液(以下「モニタリング廃液」という。)に限ること。
- (2) 放射性有機廃液の上限濃度の目標値は、次の値とすること。
 - ア 3H, 14C, 35S : 37 ベクレル毎立方センチメートル
 - イ 32P, 33P, 45Ca, モニタリング廃液に含まれるその他の核種 : 3.7 ベクレル毎立方センチメートル
 - ウ 複数の核種が存在する場合は、それぞれの濃度の管理値に対する割合の和が 1 を超えないものとする。
- (3) 焼却炉の運転は、焼却炉安全管理責任者の管理のもとに行うこと。
- (4) 焼却炉の運転中に異常が発生した場合は、直ちに運転を停止し、安全管理責任者に報告するとともに、原因を究明すること。また、異常の原因が明らかでない場合は、製造メーカーによる技術指導、点検を受け、正常な状態に復帰するまでは運転を再開しないこと。運転再開に際しては、再点火する前に十分にエアパージを行うこと。
- (5) 焼却炉安全管理責任者は、焼却炉の運転担当者、保守点検担当者及び廃棄作業に従事する者に対する教育訓練を行うこと。また、各担当者に対し、焼却炉の安全な運転方法、液体シンチレーター廃液の取扱方法、異常時並びに危険時の措置の教育訓練を行うこと。
- (6) 焼却炉安全管理責任者は、運転担当者、保守点検担当者及び廃棄作業に従事する者には必要な教育訓練を受けた者を指名し、その者に行わせること。
- (7) 焼却炉安全管理責任者は、焼却炉に異常を認めたときは、適切な措置を講じること。
- (8) 焼却炉安全管理責任者は、次の各項目についてマニュアルを作成し、これに従って作業を行わせること。
 - ア 焼却炉の安全な運転方法
 - イ 液体シンチレーター廃液の取扱方法
 - ウ 異常時及び緊急時の措置
 - エ 保守点検項目、方法及びその時期

3 放射性同位元素等の廃棄は、第 1 項第 2 号及び第 3 号並びに前項の規定により排水、排気及び焼却したものを除き、廃棄業者に引き渡すことによって行わなければならない。

4 放射線業務従事者又は使用責任者は、第 1 項の規定により放射性同位元素等を廃棄したときは、廃棄状況について安全管理責任者に報告しなければならない。

第 7 章 測定

(放射線測定器等の保守)

第 2 6 条 安全管理責任者は、安全管理に係る放射線測定器等について、常に正常な機能を維持するように保守しなければならない。

(放射線障害のおそれのある場所の測定)

第 2 7 条 安全管理責任者等は、放射線障害のおそれのある場所について、放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定を行い、その結果を評価し、記録しなければならない。

2 放射線の量の測定は、原則として 1 センチメートル線量当量率について、放射線測定器を使用し

て行わなければならない。

- 3 第 1 項に規定する測定は、次の表の左欄に掲げる項目に応じて、右欄に掲げる場所ごとに最も適した箇所において行わなければならない。

項目	場所
放射線の量の測定	ア 使用施設 イ 貯蔵施設 ウ 廃棄施設 エ 管理区域の境界 オ 放射線施設がある地区の大学の境界
放射性同位元素による汚染の状況の測定	ア 作業室 イ 廃棄作業室 ウ 汚染検査室 エ 排気設備の排気口 オ 排水設備の排水口 カ 管理区域の境界

- 4 測定の実施時期は、取扱開始前に 1 回行い、取扱開始後にあつては、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

- (1) 非密封放射性同位元素を取り扱う場合及び密封放射性同位元素を移動して取り扱う場合は、1 月を超えない期間ごとに 1 回行うこと。ただし、排水口における測定は排水の都度行うこと。
- (2) 密封放射性同位元素を固定して取り扱う場合は、6 月を超えない期間ごとに 1 回行うこと。
- (3) 3.7 ギガベクレル以下の密封放射性同位元素を固定して取り扱う場合は、6 月を超えない期間ごとに 1 回異常の有無等を点検し、放射線の量の測定は線源を取り替える都度行うこと。

- 5 施設長は、次の各号に掲げる項目について、測定結果を安全管理責任者に記録させ、5 年間保存しなければならない。

- (1) 測定日時
- (2) 測定箇所
- (3) 測定者の氏名
- (4) 放射線測定器の種類及び形式
- (5) 測定方法
- (6) 測定結果

(個人被ばく線量の測定)

第 28 条 安全管理責任者は、管理区域に立ち入る者に対し、次の各号に定めるところにより個人被ばく線量を測定しなければならない。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難な場合は、計算によってこれらの値を算出することとする。

- (1) 放射線の量の測定は、外部被ばく及び内部被ばくによる線量について行うこと。
- (2) 外部被ばくによる線量の測定は、次のとおりとする。

ア 管理区域に立ち入る者について、管理区域に立ち入っている間継続して行うこと。ただし、一時立入者として主任者が認めた者については、外部被ばくの線量が 100 マイクロシーベルトを

超えるおそれがある場合に行うこと。

イ 胸部(女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を使用者等に書面で申し出た者を除く。以下同じ。))にあっては腹部)について、1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量を測定すること。

ウ イに規定するもののほか、頭部及びけい部から成る部分、胸部及び上腕部から成る部分並びに腹部及び大たい部から成る部分のうち、外部被ばくが最大となるおそれのある部分が胸部及び上腕部から成る部分(女子にあっては腹部及び大たい部から成る部分)以外の部分である場合は、当該部分について、1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量を測定すること。

エ 人体部位のうち、外部被ばくが最大となるおそれのある部位が頭部、けい部、胸部、上腕部、腹部及び大たい部以外である場合は、イ及びウに規定するもののほか、当該部位について、70マイクロメートル線量当量を測定すること。

(3) 内部被ばくによる線量の測定は、放射性同位元素を誤って摂取した者についてはその都度、摂取するおそれのある場所に立ち入る者については3月を超えない期間ごとに1回(申し出等により妊娠の判明した女子にあっては1月を超えない期間ごとに1回)行うこと。

2 安全管理責任者は、前項に規定する測定の結果について、外部被ばくの測定の場合は4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間(申し出等により妊娠の判明した女子にあっては毎月1日を始期とする1月間)並びに4月1日を始期とする1年間の各期間ごとに集計し、その都度、内部被ばくの測定の場合は測定の都度、次の各号に掲げる項目について記録しなければならない。

- (1) 測定日時(外部被ばくの測定の場合を除く。)
- (2) 測定対象者の氏名
- (3) 測定をした者の氏名
- (4) 放射線測定器の種類及び形式
- (5) 測定方法
- (6) 測定部位及び測定結果(測定部位については、内部被ばくの測定の場合を除く。)

3 安全管理責任者は、前項に規定する測定結果から、実効線量及び等価線量を4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間(申し出等により妊娠の判明した女子にあっては毎月1日を始期とする1月間)並びに4月1日を始期とする1年間の各期間ごとに算定し、その都度、次の各号に掲げる項目について記録しなければならない。

- (1) 算定年月日
- (2) 対象者の氏名
- (3) 算定した者の氏名
- (4) 算定対象期間
- (5) 実効線量
- (6) 等価線量及び組織名

4 前2項に規定する記録は、主任者の確認を受けた上、施設長が永久に保存するとともに、記録の都度対象者に対しその写を交付しなければならない。

(教育及び訓練)

第29条 施設長は、次の各号に掲げる者(登録申請中の者を含む。)に対し、この規程の周知等を図るほか、放射線障害の防止に必要な教育及び訓練を実施しなければならない。

- (1) 放射線業務従事者で管理区域に立ち入る者
- (2) 放射線業務従事者で管理区域に立ち入らない者
- (3) 放射線業務従事者以外のもの主任者が一時立入者として認めた者

2 前項第1号及び第2号に掲げる者に対する教育及び訓練は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 初めて管理区域に立ち入る前又は放射線作業を開始する前にあっては、次の表の項目の欄に掲げる項目に応じ、それぞれ同表の時間数の当該各欄に掲げる時間数以上実施すること。

項目	時間数	
	前項第1号 に掲げる者	前項第2号 に掲げる者
放射線の人体に与える影響	30分	30分
放射性同位元素等の安全取扱い	4時間	1時間30分
放射線障害の防止に関する法令	1時間	30分
愛媛大学学術支援センター(樽味地区) 放射線障害予防規程	30分	30分
その他放射線障害防止に関し必要な 事項	必要時間数	同左

- (2) 管理区域に立ち入った後及び放射線作業を開始した後には、1年を超えない期間ごとに、前号の表に掲げる項目について実施すること。

3 前項の規定にかかわらず、前項第1号の表に掲げる項目に関して十分な知識及び技能を有していると主任者が認める者に対しては、教育及び訓練の全部又は一部を省略することができる。

4 第1項第3号に掲げる者に対する教育及び訓練は、当該者が立ち入る施設において放射線障害が発生することを防止するために必要な事項について実施するものとする。

第9章 健康診断

(健康診断)

第30条 施設長は、放射線業務従事者(登録申請中の者を含む。)に対し、次の各号に定めるところにより健康診断を実施しなければならない。

- (1) 健康診断は、問診及び検査又は検診とする。

- (2) 問診は、放射線の被ばく歴及びその状況について行うこと。
 - (3) 検査又は検診は、次の部位及び項目について行うこと。
 - ア 末しょう血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率
 - イ 皮膚
 - ウ 眼
 - (4) 実施時期は、次のとおりとする。
 - ア 放射線業務従事者として登録(更新登録を除く。)する前又は初めて管理区域に立ち入る前(前号ウについては医師が必要と認める場合に限る。)
 - イ 管理区域に立ち入った後にあつては、1年を超えない定期の期間ごと。(前号ア～ウのすべての部位及び項目について、医師が必要と認める場合に限る。)
- 2 施設長は、前項第4号の規定にかかわらず、放射線業務従事者が次の各号の一に該当する場合は、遅滞なくその者に対し健康診断を実施しなければならない。
- (1) 放射性同位元素等を誤って摂取した場合
 - (2) 放射性同位元素等により表面密度限度を超えて皮膚が汚染され、その汚染を容易に除去することができない場合
 - (3) 放射線同位元素等により皮膚の創傷面が汚染され、又は汚染されたおそれのある場合
 - (4) 実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし、又は被ばくしたおそれのある場合
- 3 施設長は、次の各号に掲げる項目について、健康診断の結果を記録しなければならない。
- (1) 実施年月日
 - (2) 対象者の氏名
 - (3) 健康診断を実施した医師名
 - (4) 健康診断の結果
 - (5) 健康診断の結果に基づいて講じた措置
- 4 健康診断の結果は、施設長が永久に保存するとともに、実施の都度記録の写を対象者に交付しなければならない。

(放射線障害を受けた者等に対する措置)

第31条 施設長は、放射線業務従事者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合は、主任者と協議し、その程度に応じて、管理区域への立入りの時間短縮、立入りの禁止等健康の保持に必要な措置を講じなければならない。

2 施設長は、施設内において、放射線業務従事者以外の者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合は、遅滞なく医師による診断、保健指導等の適切な措置を講じなければならない。

第10章 記帳及び保存

(記帳及び保存)

第32条 施設長は、使用、保管、運搬、廃棄、点検、教育及び訓練並びに受入れ及び払出しに係る記録を行うための帳簿を備え、次の各号に掲げる項目について、安全管理責任者に記帳させなければならない。

(1) 使用

ア 放射性同位元素の種類及び数量

イ 放射性同位元素等の使用の年月日，目的，方法及び場所

ウ 放射性同位元素等の使用に従事する者の氏名

(2) 保管

ア 放射性同位元素の種類及び数量

イ 放射性同位元素等の保管の期間，方法及び場所

ウ 放射性同位元素等の保管に従事する者の氏名

(3) 運搬

ア 管理区域外(学外を含む。)における放射性同位元素等の運搬の年月日及び方法

イ 荷受人又は荷送人の氏名若しくは名称及び運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称

ウ 運搬物の表面，車両の表面，運搬する機械又は器具及びコンテナの表面における線量当量率

(4) 廃棄

ア 放射性同位元素等の種類及び数量

イ 放射性同位元素等の廃棄の年月日，方法及び場所

ウ 放射性同位元素等の廃棄に従事する者の氏名

(5) 点検

ア 点検の実施年月日

イ 点検の結果及びこれに伴う措置の内容

ウ 点検を行った者の氏名

(6) 教育及び訓練

ア 教育及び訓練の実施年月日，項目及び時間数

イ 教育及び訓練を受講した者の氏名並びに第 29 条第 3 項の規定により教育及び訓練を省略した者の氏名

(7) 受入れ及び払出し

ア 放射性同位元素等の種類及び数量

イ 放射性同位元素等の受入れ又は払出しの年月日，その相手方の氏名又は名称，使用目的，使用方法及び使用場所

ウ 放射性同位元素等の受入れ又は払出しに従事する者の氏名

2 施設長は，前項に規定する帳簿を毎年三月三十一日又は施設の廃止等を行う場合は廃止日等に閉鎖し，5年間保存しなければならない。

第 11 章 報告等

(危険時の措置)

第 3 条 放射性同位元素等に関し，地震，火災又は運搬中の事故等の災害が起こったことにより，放射線障害が発生した場合又は発生のおそれがある場合は，その発見者は，主任者に連絡し指示を受けるとともに，直ちに関係機関への通報，避難警告等災害の拡大防止に努めなければならない。

2 主任者は，前項に規定する連絡を受けたときは，直ちにその旨を施設長に報告するとともに，必要な応急の措置を講じなければならない。

3 施設長は，前項に規定する報告を受けたときは，直ちに次の各号に掲げる事項等を遅滞なく学長を経由し，原子力規制委員会及び関係機関の長に届け出るとともに，必要な措置を講じなければな

らない。

- (1) 第1項に規定する災害が生じた日時、場所及び原因
- (2) 発生し、又は発生するおそれのある放射線障害の状況
- (3) 講じ、又は講じようとしている措置の内容
(地震等の災害時における措置)

第34条 地震、火災等の災害が起こった場合には、主任者が別表の項目について速やかに点検を行い、その結果を、施設長を経由して学長に報告しなければならない。

(事故等の措置)

第35条 安全管理責任者又は放射線業務従事者等は、次の各号に掲げる事態が生じた場合は、主任者に連絡しなければならない。

- (1) 放射性同位元素等の盗難又は所在不明が発生した場合
- (2) 放射性同位元素が異常に漏えいした場合
- (3) 放射線業務従事者について実効線量限度又は等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくが発生した場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、放射線障害が発生し、又は発生するおそれのある場合

2 主任者は、前項に規定する連絡を受けたときは、直ちにその旨を施設長に報告するとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 施設長は、前項に規定する報告を受けたときは、必要な措置を講じるとともに、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する措置を10日以内に報告書により、それぞれ学長を経由し、原子力規制委員会及び関係機関の長に報告しなければならない。また、第1項第1号に規定する事態が生じた場合は、遅滞なく警察署に届け出なければならない。

(報告等)

第36条 施設長は、関係法令に基づく申請、届出若しくは報告の事由が生じた場合又は放射線障害防止のための取扱要領を定める等重要な措置を講じた場合は、申請、届出又は報告の所定の必要書類を添付の上、遅滞なく学長を経由し、原子力規制委員会その他の関係省庁等に申請、届出又は報告を行わなければならない。

2 前項に規定するもののほか、施設長は、法に基づく毎年度の放射線管理状況報告書を当該年度の翌年度の5月末日までに学長を経由し、原子力規制委員会に提出しなければならない。

第12章 雑則

(事務)

第37条 施設長の統括に係る事務及び安全委員会に関する事務は、農学部の事務部において処理する。

(雑則)

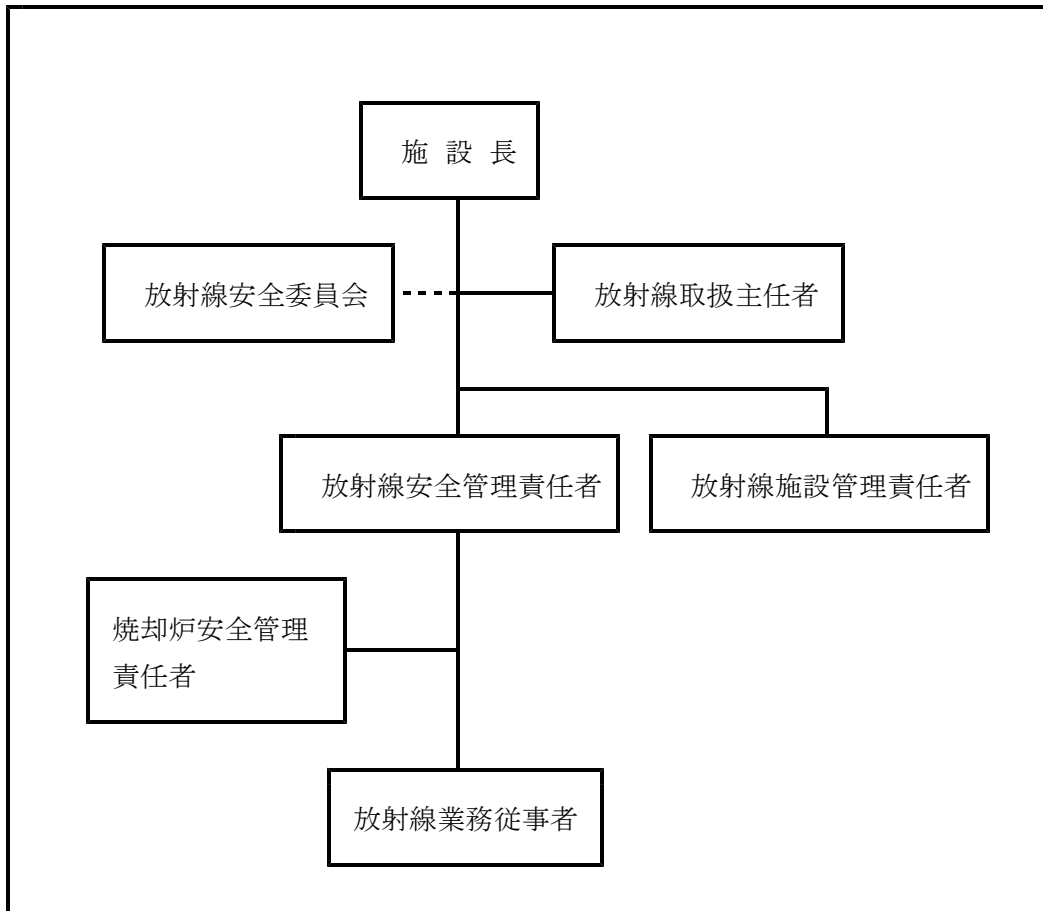
第38条 この規程の実施に関し必要な事項は、安全委員会の議を経て、施設長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 愛媛大学総合科学研究支援センター（樽味地区）放射性同位元素施設放射線障害予防規程（平成16年規則第190号）は、廃止する。

別図(第5条関係)

愛媛大学学術支援センター(樽味地区)の放射線障害の防止に関する組織図



別表(第 16 条, 第 34 条関係)

点検項目	細 目	点検の頻度 (年間回数)	備 考
1 位置等			
(1) 地崩れ, 浸水 のおそれ	①施設内外の地形の状況	1 回及び地震等の災害時	
	②地崩れ・浸水の発生状況	〃	
(2) 周囲の状況	施設の外部, 境界等の状況	〃	
2 使用設備			
(1) 遮へい	①経年変化等による劣化等	2	
	②遮へい器具等の設置	2	
(2) 作業室	①壁の剥落, 亀裂等の有無	2 回及び地震等の災害時	
	②床その他汚染の可能性のある部分のくぼみや仕上材の目地等のすきまはないか	〃	
	③床その他汚染の可能性のある部分の防水性	〃	
	④フード等の気体拡散防止装置の作動は正常で, 漏れはないか	〃	
	⑤被ばくや汚染防止の措置や指導は適切か	2	
	⑥経年変化等による排水管やトラップの老化は大丈夫か	2	
(3) 汚染検査室	①室内の亀裂や防水性, 壁の剥落等 はどうか	2 回及び地震等の災害	

		時
	②洗浄設備は正常に機能するか	12
	③更衣設備に作業衣, はき物は常設されているか	4
	④測定機器は正常に作動するか	12
	⑤汚染除去材の常備とその力価	4
3 貯蔵施設		
(1) 耐火性	経年変化による劣化等はないか	2
(2) 貯蔵容器等	① RI を入れる容器はあるか	2
	② 容器の構造や材質は基準に適合しているか	2
	③ 受皿, 吸収材その他汚染の拡大防止のための器具等はあるか	2
(3) 閉鎖設備	① とびら等外部に通じる部分には, カギその他閉鎖のための設備または器具がついているか	2 回及び地震等の災害時
	② これらは正常に機能するか	〃
	③ 施錠した場合のカギの保管方法は適切か	2
4 廃棄施設		
(1) 主要構造部の耐火性等	経年変化による劣化等はないか	2
(2) 排水設備	① 排水責任者による排水するごとのチェックは確実に把握されているか	4
	② 排水能力の低下はないか	2

	③構造は適切か	2
	④経年変化に伴う材質の腐食等はないか	2
	⑤槽の排液の浸透や漏れはないか (実測確認)	2回及び地震等の災害時
	⑥排水監視装置の作動は正常か	〃
	⑦排水浄化槽の排液採取の可否あるいは RI 濃度測定の状態は適切か	〃
	⑧排水浄化槽の上部開口部のふたは柵等、人がみだりに立ち入らないようにするための設備はあるか	2
	⑨排水栓の作動は正常に機能するか	4回及び地震等の災害時
(3) 排気設備	①排気設備運転責任者による当該設備の日常の運転開始並びに停止の時間等運転状況が把握されているか	4
	②能力の低下はないか(実測確認)	2
	③作動は正常か	2回及び地震等の災害時
	④構造等に漏れや異常はないか	〃
	⑤材質等に腐食や劣化はないか	〃
	⑥排気監視装置の作動は正常か	〃

	⑦故障時にダンパー等汚染室空気の拡大を急速に防止する装置は正常に作動するか	4 回及び地震等の災害時
(4) 廃棄作業室	①壁の剥離，亀裂等の有無	2 回及び地震等の災害時
	②床その他汚染の可能性のある部分のくぼみや仕上げ材の目地等のすきまの有無	〃
	③ダクトの腐食や給排水管の漏水の有無	12 回及び地震等の災害時
(5) 焼却炉	①炉の構造は適正で劣化や異常はないか	2 回及び地震等の災害時
	②気体の逸散や灰の飛散はないか	〃
	③排気設備に連結されているか	〃
	④残渣搬出口の位置は適切か	〃
	⑤焼却物は適正か	2
(6) 保管廃棄設備	①外部と区画されているか	2
	②閉鎖設備の設置とその機能は正常か	2 回及び地震等の災害時
	③施錠の場合，鍵の保管方法は適切か	2
	④容器の気密性，浸透性等は適正か	2
	⑤吸収材受皿等は設置されているか	2

	⑥容器の転倒等防止策が講じられているか	2
	⑦非密封状態の廃棄物のまま持ち込まれることはないか	2
	⑧容器の数等は充足しているか	2
5 管理区域(図面)	柵, とびら等は適切か	2
6 標識(図面)	①法定標識はついているか(図面とともに観察確認)	2
	②つける場所は適切か	2
	③標識の劣化等による破損や文字の退色等はないか	2
7 注意事項	①目につきやすい所に掲示されているか	2
	②緊急時に備えて連絡網等, 分かりやすい場所に指示がなされているか	2